

売買取引条件書

買主であるバクスター株式会社（以下「甲」という。）と売主であるサプライヤー（以下「乙」という。）は、乙から甲に対する本製品（第 1 条第 1 号で定義する。）の売買について、この売買取引条件書（以下「本取引条件」という。）が適用されることに合意する。

第 1 条（定義）

本取引条件において下記の用語は以下の各号に定める意味を有する。

- (1) 「本製品」とは、乙が甲に売り渡し甲が乙から買い受ける製品として、甲乙間で別途合意するものをいう。
- (2) 「甲の行動基準」とは、別紙 1 として本取引条件に添付する「バクスター供給業者に適用される「倫理・コンプライアンス規範」をいう。
- (3) 「反社会的勢力の排除に関する規程」とは、別紙 2 として本取引条件に添付する「反社会的勢力の排除に関する規程」をいう。
- (4) 「役員」とは、各当事者の取締役、監査役その他会社法上役員と認められる者をいう。
- (5) 「従業員」とは、各当事者の執行役員その他の従業員で、役員以外の者をいう。
- (6) 「乙担当者」とは、本件取引に従事する乙の役員および従業員をいう。
- (7) 「本件取引」とは、本製品に関する甲乙間の取引一切をいう。

第 2 条（基本的合意）

1. 乙は甲に対し、甲が乙に別途提出する仕様規格書（手順書、指示書等を含む。以下「仕様規格書」という。）、本取引条件および第 3 条所定の個別契約に基づき本製品を売り渡すことを約し、甲はこれを買受ける。
2. 乙は、本件取引について甲との窓口となる乙担当者の氏名および役職を、第 3 条所定の個別契約締結後速やかに甲に通知するものとする。乙担当者を変更する場合も同様とする。
3. 乙は、商号、本店所在地、代表者、本件取引の責任者、支配株主、またはその他甲が指定する事項に変更がある場合には、可能な限り速やかにかつ事前に甲に書面で通知しなければならない。

第 3 条（個別契約）

1. 本取引条件に基づく個々の売買契約（以下「個別契約」という。）は、甲が発行する注文書に対して乙が注文請書を発行することにより成立するものとし、甲が注文する本製品の品名、数量、価格、引渡場所、引渡時期等の詳細は、本取引条件に定め

(売買取引条件書)

がない限り、個別契約において定める。ただし、乙が、甲が発行する注文書の受領後 5 営業日以内に書面による異議を申し出ない場合には、甲の注文を承諾したものとみなす。

2. 本取引条件は、本製品に関する全ての個別契約に適用される。本取引条件と個別契約の内容が矛盾する場合には、個別契約に特段の定めがない限り、個別契約の内容が優先する。

第 4 条 (引渡し)

乙は、本取引条件および個別契約に従い、納品書を付して、本製品を甲に引き渡す。甲は、本製品の受領と同時に、本製品の受領を証する書面（乙が発行する納品書に甲が受領印を押印または署名したものを含む。）を乙または乙の指定する者に交付する。なお、本取引条件において商法 526 条は適用されない。

第 5 条 (所有権および危険負担の移転時期)

本製品の所有権および危険負担は、前条に定める引渡しをもって乙から甲に移転する。

第 6 条 (対価の支払)

1. 乙は、本製品の対価につき、本製品の引渡日を基準に毎月 20 日締めめの請求書の原本（やむを得ない事由により原本の交付が遅れる場合には当該請求書の写し）を、当該締め日の翌営業日までに甲に交付する。
2. 甲による請求書の受領日が、締め日直後の 27 日（同日を含む）までの場合は、当月を支払基準月と称し、28 日（同日を含む）以降（ただし翌月 27 日まで）の場合は、翌月を支払基準月と称する。甲は、乙から請求された対価を、支払基準月から 5 か月目（支払基準月は含まない）の月の 2 日（当日が銀行の休業日の場合には翌銀行営業日）までに乙が指定する銀行口座に振り込んで支払う。銀行手数料は乙の負担とする。

第 7 条 (法令の遵守等)

1. 乙は、本取引条件および個別契約の履行にあたっては、下請代金支払遅延等防止法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、その他の関連法令諸規則を遵守するものとする。
2. 本取引条件および個別契約を遂行するにあたり、乙は、甲の行動基準を遵守しなければならない。乙は、甲の行動基準を受け取り、読みかつ理解し、同意したことをここに確認する。
3. 本取引条件および個別契約を遂行するにあたり、乙は、反社会的勢力の排除に関す

(売買取引条件書)

る規程を遵守しなければならない。

4. 乙は、本取引条件および個別契約に関して正確かつ完全な帳簿および記録（収益および経費を含むがこれらに限らない）を、一般に認められている会計原則、業界のベストプラクティス並びに適用される法律、規則および規制に従って維持するものとする。これらに矛盾がある場合、その適用に関する優先順位は、(i) 適用される法律、規則および規制、(ii) 一般に認められている会計原則、(iii) 業界のベストプラクティスの順とする。乙はかかる帳簿および記録を、適用される法律、規則および規制でより長期の保存期間が義務付けられていない限り、個別契約終了後少なくとも7年間保存するものとする。
5. 甲は、乙による本取引条件および個別契約の遵守状況を確認するため必要と認める場合には、事前に乙に通知し、乙の営業時間内に本件取引に関連する乙の施設に立ち入り検査することができる。乙は、甲から書面による要求があった場合、甲に対して、本取引条件または個別契約に関する乙の帳簿および記録並びに甲による関連法令の遵守に影響を与える可能性のある帳簿および記録（経費、支払いの資金源、支払先および入金確認、並びに関連する仕訳および記帳を含むがこれらに限らない）を、直接であるか否か、現地においてか否か、財務的にか否かを問わず、監査および調査することを認めるものとする。乙は、甲が監査および調査を実施することに関して、その名目を問わず、甲に対価等を請求することはできない。甲は、本項に基づく監査および調査を実施するにあたり、乙に対して、合理的な期間において事前に書面通知を行うものとする。

第8条（保証）

乙は、本取引条件および個別契約に関して以下の各号に定める事項を表明し保証する。

- (1) 乙は、本取引条件に従って個別契約を締結する権利および権限を有すること、本取引条件および個別契約に従い債務を履行する十分な能力を有するまた、本取引条件および個別契約の履行は、乙が既に締結している第三者との契約に抵触しないこと。
- (2) 本製品が、仕様規格書その他甲乙間で合意した仕様に合致すること。
- (3) 本製品が、引渡時の業界基準において同種製品に一般的に期待される品質や安全性を具備すること。また、通常の使用に従う限り、個別契約もしくは仕様規格書で定める保証期間中、その品質や安全性が維持されること。
- (4) 本製品に製造物責任法上の欠陥がないこと。
- (5) 本製品が、第三者の特許権、商標権、著作権を含む知的財産権、その他第三者の財産的権利を一切侵害しないこと。

第9条 (契約不適合責任)

本製品が、その種類、品質または数量に関して契約内容に適合しないこと（前条第2号ないし第5号に定める表明保証違反を含むが、これに限られない。以下、「契約不適合」という。）が判明した場合、甲は、引渡日の翌日から起算し1年以内に乙に対して契約不適合がある旨の通知をすることにより、甲の選択により、良品もしくは代替品との交換、契約不適合の補修、不足分の納入、過納品の引き取り、代金の減額、または支払済みの代金の返還を乙に求めることができる。なお、本条の規定は、甲による次条に基づく損害賠償請求および第16条に基づく解除を妨げない。

第10条 (損害賠償)

乙は、本取引条件または個別契約の定め違反（第8条に定める表明保証違反を含む。）し、甲に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償する義務を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

第11条 (免責補償)

1. 乙は、本製品に関連して甲または乙が第三者からクレーム（訴え等を含む。）（以下「第三者からのクレーム」という。）を提起された場合には、乙の費用および責任において対処するものとし、第三者からのクレームによって甲、甲の役員、従業員、代理人、顧客、取引先、関連会社等（以下、甲以外の者を総称して「甲関係者」という。）に発生した損害一切を賠償しなければならない。かかる損害には、弁護士費用および第8条の表明保証に違反したことによって生じた損害を含むがこれらに限定されない。
2. 甲が要請したにもかかわらず、第三者からのクレームに対し乙が適切に対応しない場合には、甲は、乙に代わって必要な対応を行うことができる。この場合、甲に生じた費用は全て乙の負担とする。
3. 本条第1項および第2項の規定は、甲または甲関係者の故意または過失により生じた第三者からのクレームおよび損害については適用しない。

第12条 (秘密保持)

1. 乙は、本取引条件または個別契約の締結または履行過程で取得した甲の秘密情報を厳に秘密として保持するものとし、甲の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。甲の秘密情報には、本製品の用途や購入状況、甲の事業計画、研究開発プロジェクトの内容、各種データ、何らかの個人情報、ノウハウ、戦略、プログラム、プロセス、プラクティス（営業行為その他の実務に関する情報）、製品・顧客・サプライヤー・価格・コスト等に関する情報、および甲が第三者（甲関係者を含む。）から受領した当該第三者の（または当該第三者に関する）秘密情報

(売買取引条件書)

等が含まれる。また、甲の秘密情報には、上記情報を含む文書の他、口頭、視察、磁気媒体・電子媒体等により開示された情報も含まれる。本取引条件および個別契約の締結の事実ならびに本取引条件および個別契約の内容も甲の秘密情報に含まれるものとし、乙は、広告、記事、プレスリリース、販促物、ウェブ上で、一切甲または甲関係者の名称を使用しないものとする。なお、甲の秘密情報には、以下の各号のいずれかに該当する情報であることを乙が証明できるものは含まれない。

- (1) 開示された時点で既に乙が入手していた情報。
 - (2) 開示された時点で公知の情報または乙の責によらずして公知となった情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者より、乙が秘密保持義務を負うことなく受領した情報。
2. 第1項の規定にかかわらず、乙は、法令に基づき権限ある官公署から開示の要求があった場合には、当該要求の範囲内で、秘密情報を開示することができる。ただし、この場合、乙は、可能な限り甲に事前の通知を行うものとし、事前の通知が困難な場合には、速やかに事後通知を行う。
 3. 乙は、甲の秘密情報を、個別契約の期間中、個別契約の履行に直接携わる乙担当者に対してのみ開示することができる。
 4. 乙は、甲の秘密情報を本取引条件および個別契約の履行のためにのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。
 5. 個別契約終了後、または甲の書面による要請があった場合には、乙は、甲の指示に従い速やかに、甲より提供された全ての資料（書面の他、磁気媒体・電子媒体等に含まれる情報を含む）およびその複製を、甲に返却または廃棄しなければならない。
 6. 乙は、乙担当者に対して、個別の秘密保持契約を締結する等、本条の秘密保持義務（目的外の使用をしない義務を含む。以下、本条において同じ。）を遵守させるための適切な措置を講ずると共に、実際に当該秘密保持契約を遵守させなければならない。乙は、乙が甲の秘密情報を開示した者（乙担当者を含む。）による秘密情報の取扱いに関して一切の責任を負うものとする。
 7. 乙が、個別契約の期間中に、甲乙両者が必要と認めて書面で明確に乙の秘密情報と特定のうえ甲に開示した情報については、甲は、当該乙の秘密情報につき本条に準じた秘密保持義務を負う。甲は、当該乙の秘密情報を、開示された目的のためにのみ使用することができる。なお、乙は、上記の情報を除き、甲または甲関係者に対し、乙または第三者の秘密情報を一切開示しないものとする。

第13条（不可抗力）

1. いずれの当事者も、天災地変、戦争、暴動、法令の制定または改廃その他自己が合理的に制御できない事由に起因する債務不履行については責を負わない。但し、当該事由発見後直ちに相手方に通知し善後策を協議すると共に、債務不履行状態の解

(売買取引条件書)

消に最大限努力しなければならない。

2. 前項の事由に基づく債務不履行が1ヶ月以上継続する場合には、履行の提供を受けられない当事者は、相手方に書面で通知し、個別契約を解約することができる。

第14条 (保険)

甲が要求した場合には、乙は、個別契約の期間中およびその期間終了後1年間、本製品に関し、甲が要求する内容の保険に加入するものとする。

第15条 (契約終了後の措置)

1. 理由の如何を問わず、個別契約が履行完了または解除等により終了した場合には、甲および乙は本件取引に関して相手方から受領した有形の秘密情報(写しを含む。)、資料、物品等一切(既に自己に所有権が移転しているものを除く。)を速やかに相手方に返還し、または相手方の指示に従い廃棄処分しなければならない。
2. 個別契約が履行完了または解除等により終了した場合といえども、第6条(当該終了時に未払対価がある場合において当該対価に関する部分)、第7条第4項、第10条、第11条、第12条、第14条、本条、第16条第3項、および第21条の各規定は、なお有効に存続する。

第16条 (契約の解除)

1. 甲および乙(以下「被違当事者」という。)は、相手方(以下「違当事者」という。)に以下の各号の一に該当する事由が発生した場合には、何ら催告を要さず直ちに個別契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本取引条件または個別契約に違反し、被違当事者が30日の期間をもって違当事者に是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (2) 本取引条件または個別契約に違反し、当該契約違反が是正不可能なものである場合またはその是正がされても被違当事者において個別契約の目的を達成できないとき(なお、契約の性質または甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に乙が債務の履行をしなければ、甲において個別契約の目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過した場合も、本号に定める乙の契約違反とみなす。)
 - (3) 手形不渡りの事実があったとき。
 - (4) 滞納処分を受け、または第三者から強制執行の申し立てを受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これに準ずる手続が開始されたとき。
 - (6) 乙が反社会的勢力の排除に関する規程に違反したとき。

(売買取引条件書)

(7) 乙において支配株主の変動があり、当該支配株主が甲の競業他社であるとき。

(8) その他信用が悪化した（または被違反当事者との信頼関係を破壊した）と認める相当の事由があるとき。

2. 本条第1項の各号に定める事由が発生した場合には、違反当事者は、被違反当事者に対する債務一切につき当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務全額を弁済しなければならない。
3. 本条に基づく解除は、被違反当事者から違反当事者に対する損害賠償請求を妨げない。また、被違反当事者は、当該解除によって違反当事者に生じた損害につき賠償する責を負わない。

第17条（分離可能性）

1. 万一本取引条件または個別契約の条項の一部が強行法規または罰則を伴う取締り法規に抵触する場合には、当該条項は法律上認められる範囲で最大限当事者の意向を反映する内容に修正されるものとし、甲および乙は誠実に協議のうえ、速やかに変更内容を書面で確認するものとする。
2. 本取引条件または個別契約の条項の一部が無効と判断された場合でも、他の条項の効力に影響を及ぼさない。

第18条（契約上の地位の譲渡）

1. 甲乙いずれも、相手方の書面による事前の同意なくして、個別契約上の地位または権利義務を他に譲渡してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、自己の関連会社または包括承継人もしくは事業譲受人に限り個別契約上の地位および権利義務を譲渡することができる。本取引条件において関連会社とは、甲を支配する親会社、甲が直接または間接に支配する子会社、孫会社等、および共通の会社に支配される兄弟会社をいう。

第19条（契約の完全性）

本取引条件（別紙を含む。）および個別契約は、本件取引に関する当事者間の合意の全てであり、本取引条件に従う旨の合意以前に当事者間で交わした全ての口頭または書面での合意に置き換わるものとする。甲が書面で明確に合意した場合を除き、乙の注文請書その他乙が甲へ交付する書面に記載されているいかなる条件も、本件取引には適用されないものとする。

第20条（契約内容の変更）

本取引条件または個別契約の全部または一部の変更を行う場合は、変更内容につき事前に甲乙間で協議のうえ、別途書面で合意することによりこれを行うことができ

(売買取引条件書)

る。

第 21 条 (準拠法および裁判管轄)

本取引条件および個別契約の準拠法は日本法とし、本取引条件および個別契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

[以下余白]

別紙 1

バクスターの供給業者に適用される「倫理・コンプライアンス規範」

誠実さをもって業務を遂行するというバクスターのコミットメントは、当社のすべての供給業者に共有していただく必要があります。

本規範はバクスターにサービス、原材料、活性材料、部品、完成品、その他の製品を提供する個人または組織(以下、「供給業者」という)に適用されます。

関係法令の順守

- 供給業者は、各自が事業を行っている当該国の適用される法律、規則、規制および倫理規範、適用される米国の法律、および本規範を順守しなければなりません。

賄賂、リベート、不法な支払い、その他の買収行為の禁止

- 供給業者が以下の目的で、公務員に対して何らかの価値のある支払いを行うことは、直接的・間接的を問わず禁止されています。
 - 取引を獲得または保持するため、もしくは公務員、政党、公職の候補者、公的国際団体の行為や意思決定に不適切な影響を与えるため。
 - 不正な優位を得るため。
 - 個人、顧客、企業、会社代表者の行動に不法に影響を与えるため。
- 供給業者は、実際の取引や支払いを示す記録の正確性と透明性を保つことが義務付けられます。
- バクスターは現地のビジネス慣行や市場慣行に従いますが、バクスターまたは供給業者が買収行為、非倫理的行為、違法行為に関与することは許されません。
- 供給業者は、バクスターのポリシーによって禁止されるいかなる行為も行ってはなりません。

業務記録の正確性

- 財務関連のすべての帳簿および記録は、適正な会計原則に準拠している必要があります。
- 供給業者の記録は、すべての重要な点において正確でなければなりません。
 - 記録は読みやすく、透明性があり、実際の取引と支払いを反映していること。
 - 隠蔽、記録漏れ、虚偽の記載がないこと。

医療界との交流

- バクスターに代わって医療界(医療従事者、医療組織、患者、患者団体、公務員、支払者など)と交流する供給業者、ディーラー、販売店、代理店その他の第三者はすべて、それぞれに該当する業界の行動規範(AdvaMedやEFPIAの行動規範など)を順守しなければなりません。
- バクスターに代わって医療界のメンバーへの支払いや便益の提供は、当該メンバーが居住および/または医療に従事している当該国の法的要件および業界行動規範に準拠するものでなければなりません。賄賂、報酬、誘引、販売奨励金としての支払いは決して認められません。

公正競争と独占禁止法

(売買取引条件書)

- 供給業者は、公正な競争と独占禁止法に関して適用されるすべての法令を順守しなければなりません。

知的財産と秘密情報

- バクスターとの間で秘密情報の交換を行う必要のある供給業者はすべて、事前にバクスターとの秘密保持契約を結ぶ必要があります。
- 秘密情報の交換は、受託業務の要件を満たす上で必要な範囲に限定されます。
- 供給業者は、バクスターの知的財産や秘密情報、またはバクスターの事業に関して得たその他の秘密情報(供給業者が生成した情報や、製品、顧客、供給業者、価格設定、コスト、ノウハウ、戦略、プログラム、プロセス、慣行に関する情報を含む)を開示してはなりません。
- バクスターの秘密情報を不正に開示した供給業者は、それが不注意によるものか否かを問わず、そのことを速やかに倫理・コンプライアンスのヘルプライン (Ethics & Compliance Helpline、www.baxter.com) に報告しなければなりません。

データのプライバシー

- 供給業者は、個人情報の取り扱いに際し、データのプライバシーに関して適用される法令を順守しなければなりません。
- バクスター関連の個人情報を不正に使用、開示、または紛失した供給業者は、そのことを速やかに倫理・コンプライアンスのヘルプライン (Ethics & Compliance Helpline、www.baxter.com) に報告しなければなりません。

雇用慣行に関するガイドライン

- 供給業者は、バクスターの従業員を尊厳と敬意をもって扱わなければなりません。
- 供給業者は、適用されるすべての雇用法令(職場での差別を禁止する法規を含む)を順守しなければなりません。
- 供給業者は、バクスターの敷地内で違法薬物を所有、使用、販売したり、飲酒または違法薬物の影響下で業務を行ったりしてはなりません。
- 供給業者は、労働者の人権(人身売買や強制労働を含む)に関して規定する法律に違反して製品やサービスを生産・製造(または、かかる法律に違反して生産・製造された材料を使用)してはなりません。正社員の最少年齢は満18歳とし、18歳未満の個人がパートタイムの仕事、夏期のアルバイト、実習プログラムなどに従事する場合は、そのことをバクスターの管理部門に開示しなければなりません。
- バクスターは威嚇や敵対行為を許しません。また、供給業者によるハラスメントや、他者の仕事の能力を阻害・妨害する行為も許しません。

利益相反

- 利益相反は、個人的な利害関係や活動が、バクスターの最善の利益のために行動する能力に影響する(またはそのように見られる)場合に生じます。利益相反の原因となる状況には以下のようなものがあります。
 - バクスターのライバル企業、取引先、またはバクスターとの取引を求める会社に相当の金銭的投資を行っている場合。「相当の金銭的利害関係」には、支配的議決権、事業の発行済み資本の1%以上の所有権、当該投資家の総資産の5%超に相当する投資が含まれます。
 - バクスターに提供しているものと同様のサービスをバクスターの直接的なライバル企業に提供しており、秘密情報や競争関連情報へのアクセスが可能である場合。

(売買取引条件書)

- 家族(またはドメスティックパートナーかその他の近い間柄にある人)がバクスター、バクスターの他の供給業者、バクスターの顧客、バクスターのライバル企業のいずれかに勤務している場合。
- 見かけ上または実際の利益相反が存在する場合、供給業者はそのことをバクスターの管理部門に開示しなければなりません。バクスターの管理部門が見かけ上または実際の利益相反を承認する場合は、かかる承認の決定を文書化する必要があります。

モバイルデバイス、電子メディア、インターネット、電子メールの使用

バクスターの電子環境(イントラネット、電子メール、ボイスメール、その他)にアクセスできる供給業者は、以下を実施するものとします。

- バクスターの秘密情報および電子メディアを保護する。
- データを暗号化またはパスワードで保護する。
- 移動中はモバイルデバイスを常に身に付けておくか、ロックしておく。
- 現地のデータ保護法を順守する。
- 上記のツールはバクスターの業務目的のみに使用する。
- 上記のツールは、以下を含むバクスターの「情報とテクノロジーの正しい使用に関するグローバルポリシー」に従って使用する。
 - 差別、ハラスメント、脅迫、性的、ポルノ、人種差別、性差別、中傷・名誉毀損、またはその他の侮辱的な性質を持つマテリアルを、故意にダウンロード、表示、転送してはならない。電子メディアは主に業務目的で使用すること。
 - 保護された情報(個人情報や企業秘密)は、かかる情報の機密性、不正アクセスの可能性、現地のデータ保護法の順守などを認識した形で伝達すること。供給業者は、バクスターから与えられたパスワードの秘密を保持する責任を負う。
 - 文書、ソフトウェア、電子メール、その他のウェブページを介して有害なコンピューターウイルスがバクスターのネットワークに侵入する危険性を認識すること。バクスターのシステム上で、有害なコンピューターウイルスを含むファイルやプログラムを故意に分離、圧縮解除、実行・起動、インストールしたり、そうしたウイルスを含む添付ファイルを開いたりしてはならない。また、インターネット上のいかなるマテリアルも、著作権所有者の同意なしにダウンロードしたり、配布したりしてはならない。
 - 電子メディアに保存されたバクスターの企業データの保持期間、削除時期、およびそれらの方法に関する規定を順守すること。

貿易コンプライアンス

- 供給業者は、適用される米国の輸出入規制、制裁措置、その他の貿易コンプライアンス関連法、および、取引が発生する当該国の法律の精神と条文を順守しなければなりません。

環境・健康・安全

- 供給業者は、環境・健康・安全(EHS)に関して適用されるすべての法令を順守しなければなりません。
- バクスターと共同で、またはバクスターの敷地内で作業を行う供給業者は、自身と他者の安全を確保し、バクスターおよび政府のEHS要件に従って業務を遂行しなければなりません。バクスターに影響を及ぼし得る緊急事態は速やかに報告しなければなりません。

(売買取引条件書)

贈答と接待

贈答や接待はバクスターとの取引に必要なものではなく、極力控えるべきです。

- 以下のような状況はいかなる場合も不適切であり、明示的に禁止されています。
 - バクスター従業員の客観的な意思決定に影響を及ぼそうとする目的で、贈答品や接待を提供したり、優遇したりすること。
 - 購入または契約に関する決定過程 (RFI、RFQ、RFP) の進行中に、贈答品や接待を提供したり、優遇したりすること。
 - ギフトカード(商品券)を含む金銭の贈与。
 - 供給業者またはその代理人が出席しない接待(スポーツ観戦やイベントのチケットなど)の提供。
 - 供給業者主催のイベントにおける贅沢な行楽、旅行、宿泊の提供。
- ごく控えめな贈答品や接待、その他のビジネス上の儀礼は、それらが頻繁でなく、取引関係の向上に役立ち、かつ等価の返礼が可能な場合に限り、バクスターの従業員による受領が認められます。
- バクスターの従業員が供給業者に贈答品の提供を求めることは、たとえそれが慈善運動の支援のためであっても許されません。
- 供給業者はバクスターのいかなる従業員に対しても、バクスターの特定の従業員にしか与えられないという条件下で、製品またはサービスの購入機会や金銭的利害を提供してはなりません。

リソース

- 本規範に関する追加情報やアドバイス、または違反の可能性に関する通報をご希望の場合は、バクスターの倫理・コンプライアンスのヘルプライン (Baxter's Ethics & Compliance Helpline、www.baxter.com)までご連絡ください。
- 供給業者についての追加情報もwww.baxter.comでご覧いただけます。

別紙2

反社会的勢力の排除に関する規程

(反社会的勢力の定義)

第1条 本規程において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団、およびその関係団体
- (2) 前号記載の暴力団およびその関係団体の構成員
- (3) 「総会屋」「社会運動標ぼうゴロ」「政治活動標ぼうゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体または個人
- (4) その他前各号に準ずる者

(表明・保証)

第2条 乙は、現在および将来において、次の各号のとおりであることを表明し、これらを保証する。

- (1) 自らが反社会的勢力ではないこと。
- (2) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (3) 役員等が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との交際がなく、かつ反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為を行わないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他本号①から④に準ずる行為

(報告義務)

第3条 乙は、前条に対する自己の違反を発見した場合、ただちに甲にその事実を報告するものとする。

[以下余白]